

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		違反に対する措置命令（個人施行者（市町村を除く。）及び土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業（1の市町村の区域に属するものに限る。）に関する事務に限る。）
根拠法令及び条項		土地区画整理法第125条第3項
所 管 部 課 係 名		まちづくり未来部都市計画課都市計画係
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>法第125条第3項の規定による。</p> <p>3 都道府県知事は、前2項の規定により検査を行つた場合において、組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画、事業基本方針若しくは換地計画に違反していると認めるときは、組合に対し、その違反を是正するため必要な限度において、組合のした処分の取消、変更若しくは停止、又は組合のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）